

令和3年度
地域型保育事業所整備事業者
募集要項



令和2年7月

川越市こども未来部こども政策課

1 募集の趣旨

保育所待機児童の解消と多様化する保育環境に対応し、柔軟な保育サービスの向上を図るため、また、保育ニーズの状況を勘案し地域型保育事業所の整備を行う事業者を次のとおり募集します。

2 整備に係る費用について

整備に係る費用の補助は行いませんので、整備を行う事業者の自主財源により整備をしてください。

3 募集内容

地域型保育事業所の類型	小規模保育事業所（A型） または事業所内保育事業所（小規模型）
地域型保育事業所の規模	定員19名
募集地区	福原・大東地区 及び霞ヶ関・霞ヶ関北・名細地区
整備数	合計2箇所 福原・大東地区に1箇所 霞ヶ関・霞ヶ関北・名細地区に1箇所
開所時期	令和3年4月1日～令和4年4月1日

4 応募資格及び応募要件

応募者は、法人格を有し、以下の事項に該当することを条件とします。また、地域型保育事業所の整備予定地・建物は、自己所有以外に借地・賃借物件でも可能です。その場合も、原則として抵当権等の制限物件が設定されていないことが要件となります。抵当権等を解除する予定の物件で応募する際は、計画書の提出までに地権者に確約を得てください。

【不動産の貸与を受けて整備する場合】

- (1) 貸与を受けている不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登

記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断する場合には、この限りでない。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において3年以上とされており、契約期間満了の際に更新規定がある場合（更新ができない場合であっても、再契約ができるときを含む。）
 - ② 貸主が埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (3) 社会福祉法人以外の法人の場合、①1年間の賃借料に相当する額と②500万円（1年間の賃借料が500万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該家庭的保育事業等が安定的に運営可能と市長が認める額の合計額の資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により法人の設置者名義として保有していること。
- (4) 社会福祉法人以外の法人の場合、(3)の②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

【応募者共通】

- (1) 本市の保育行政を理解し、運営において積極的に協力する事業者であること。
- (2) 建設計画は、児童福祉法、建築基準法、消防法及びその他の関係法令等を遵守するほか、「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）」及び「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第65号）」、「川越市家庭的保育事業等認可等実施要綱（平成28年3月24日施行）」に基づくこと。
送迎時の駐車場は必ず確保するものとし、事前に関係機関と十分な協議を行ったうえで、計画を策定すること。
- (3) 計画地は、農業振興地域内の農用地区域（青地）を除くこと。また、既存の認可保育所、幼稚園及び地域型保育事業との位置関係に配慮すること。
- (4) 建物及び備品等は、当該地域型保育事業における保育以外の目的に使用しないこと。
- (5) 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能能力等を有し、継続的に安定した事業

運営が行えること。

- (6) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (7) 事業者が現に運営している保育所等について、所管庁の監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は構成員でないこと。
- (9) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。

5 募集方法（事前相談から選定までの流れ）

時 期		内 容
令和 2 年度	7月15日（水） ～8月20日（木） 【期限厳守】	質問の受付期間（土・日曜日及び祝日を除く） 「6 質問受付及び応募受付の際の注意事項」を必ずご覧ください。
	7月15日（水） ～9月15日（火） 【期限厳守】	応募の受付期間 「6 質問受付及び応募受付の際の注意事項」を必ずご覧ください。
	9月16日（水） ～9月30日 （水）	応募書類の審査期間 （添付書類の追加提出、提出書類の差し替え）
	10月1日（木） ～10月9日 （金）	選考期間
	10月中旬～下旬	選定結果通知の発送

※ この募集に係る事業者説明会は開催しませんので、受付期限に余裕をもって提出書類の確認を行ってください。

※ 応募書類の審査期間における「添付書類の追加提出、提出書類の差し替え」については、本市において疑義等が生じた場合に、事業者に追加提出又は差し替えを求めることを指します。

6 質問受付及び応募受付の際の注意事項

- (1) 質問受付（事前相談含む）につきましては、電子メールによる文書での照会か、来庁する際は予め電話で予約したうえで来庁してください。

なお、電子メールでお問い合わせの際は、タイトルを「地域型保育事業所整備事業者 募集質問」として、「7 提出先又は問い合わせ先」のE-mailアドレスに送信してください。後日、こども政策課から原則としてメールにて回答します。

- (2) 設計業者、不動産業者のみによる事前相談は受けません。法人の代表者、事務責任者が必ず来庁してください。
- (3) 不足書類がある又は記載内容に不備がある、募集内容に該当しない場合は、受理しないことがあります。
- (4) 審査及び選考に関する内容や他の応募事業者に関する問い合わせについては、**一切、お答えしません。**

7 提出先又は問い合わせ先

川越市役所 こども未来部こども政策課 認可・指導担当（市役所本庁舎3階）

Tel : 049-224-6278（直通）

FAX : 049-223-8786

E-mail : kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp

8 提出書類

「提出書類一覧」を御確認ください。

なお、必要に応じて、提出書類一覧に掲げる書類以外の書類の提出を求めることもありますので、御了承ください。

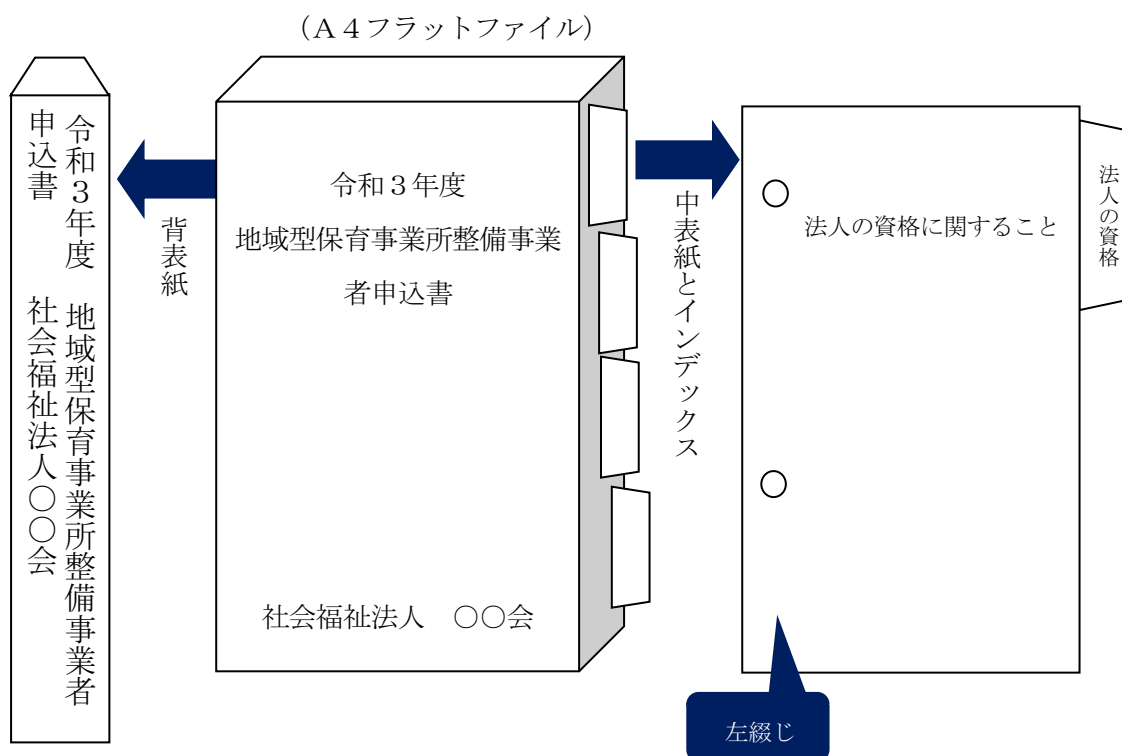
9 提出書類の体裁

- (1) 提出する書類は、全てA4版としてください。

ただし、提出書類一覧の「案内図等」、「建物の配置図、平面図、立面図」については、A3版でも可とします。

- (2) 「提出書類一覧」の「番号」に従って、順番にA4フラットファイルに、書類を綴ってください。
- (3) (2)の「概要」項目ごとに「提出書類のイメージ図」のように仕切りを作成し、インデックスを付けてください。

【提出書類のイメージ図】



10 提出部数

提出部数は2部とします。(1部を正本、1部を副本(写し)としてください。)

なお、契約者同士で原本を保管する必要のある書類(土地売買契約書等)は、写しで構いませんが、その際は、原本証明をしてください。

【原本証明の例】

原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○会

理 事 長 ○○○○ 印

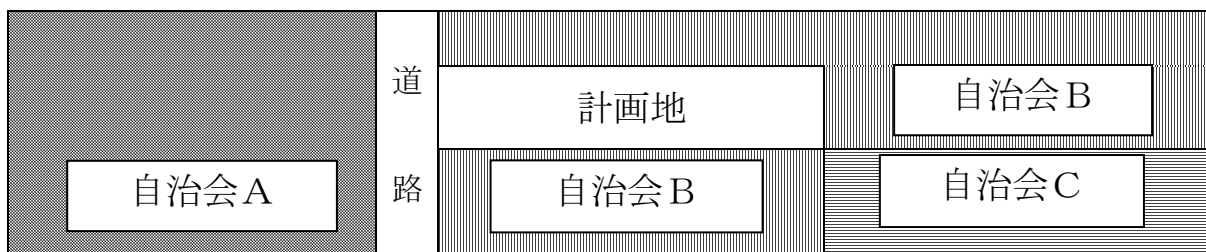
11 応募にあたっての留意事項

- (1) 本募集に応募するために必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。
また、施設整備を行う事業用地・建物等を確保するために必要となる経費等についても、応募事業者の負担となります。
- (2) 本応募にあたり土地・建物の所有者との間で取り交わした確約書等に基づき生じた損害賠償請求等については、本市は一切その責任を負いません。

- (3) 市に提出された書類については、返却しません。
- (4) 応募受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届を提出してください。
- (5) 児童福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、応募にあたり、これらを所管する関係機関に十分な確認を行ってください。
- (6) 応募にあたり、整備計画地の近隣住民・自治会に対し少なくとも【参考】の図の範囲は同意を得てください。
- (7) 一事業者が応募できる計画は、一計画に限ります。

【参 考】 周辺自治会、隣地地権者の考え方

①【周辺自治会の考え方】



上記のように自治会 A～C までである場合は、全ての自治会へ説明が必要です。

②【隣地地権者の考え方】



上記の場合、地権者ウ～カへの対応が必要です。ただし、上記地権者以外にも説明等の対応が必要となる場合があります。

また、地権者と当該土地の上の建物所有者が異なる場合は両者への対応が必要です。

1 2 事業者の選定について

(1) 選定方法

こども政策課の一次選定、川越市保育施設整備等検討委員会の二次選定を経て、市長が決定します。

(2) 審査の視点

審査の視点	主な審査項目
設置者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の資格 ・ 事業実績や経営状況の健全性 ・ 法令遵守の徹底 等
整備計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金、収支計画の着実性 ・ 地域住民等への説明状況 等
立地条件に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性と近隣への配慮を意識した事業予定地 ・ 事業予定地の取得状況 等
施設設備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可基準等の適合状況（ゆとりある設計） ・ 立地の環境に配慮した建物・駐車場の設計 等
運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所運営方針・運営計画 ・ 保育士等の職員確保、職員定着のための対応 ・ 施設長予定者・職員予定者 ・ 開所時間や休園日の対応 ・ 保健・安全管理の対応 ・ 苦情処理体制の対応 ・ 個人情報の保護の対応 ・ 災害への備え ・ 周辺環境への配慮 等

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和2年10月中旬～下旬（予定）に各応募事業者へ文書により通知します。電話等による問い合わせにはお答えしません。

(4) 選定結果の公表

- ① 選定結果については、市ホームページ（こども政策課）で公表します。
- ② 選定基準に基づく各項目の評価点数や選定事業者以外の事業者に係る応募計画及び当該事業者を特定できる情報等の詳細は、一切公表しません。

(5) その他

- ① 選定されなかったことによる一切の損害・損失等について、川越市が責任を負うものではありません。
- ② 「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等を満たせず事業実施が見込めない場合や、応募時点と市や計画地周辺の状況が変化し、開所後の円滑な運営が困難と見込まれる場合、応募内容と実施計画

が著しく変更された場合には、選定を取り消す場合があります。

- ③ 選定した事業者については、改めて認可申請を行っていただきます。その際、設備運営基準等を満たさない場合には、認可を受けることができません。
- ④ 選定後において、選定した事業者が辞退した場合又は提出書類の重大な不備や虚偽の記載により選定が無効となった場合には、他の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- ⑤ 応募がなかった場合及び選考の結果、選定基準等に満たないなどの理由により選定事業者が決定しなかった場合並びに選定事業者がやむを得ない事情により事業を中止した場合等には、再募集を行うことがあります。



— 問い合わせ先 —

川越市元町1丁目3番地1

川越市こども未来部 こども政策課 認可・指導担当

電話 049-224-6278 (直通)

E-mail : kodomoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp